

印西市総合計画

第2次基本計画策定基本方針

平成26年6月

印 西 市

【 目 次 】

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. 計画策定における基本的視点・・・・・・・・・・ 1

3. 策 定 体 制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3

4. 策定スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【別表 1】策定体制図・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

【別表 2】策定スケジュール表・・・・・・・・・・ 5

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成24年3月に平成24年度から平成32年度までを計画期間とする「印西市総合計画」を策定し、「基本構想」では、『ひと まち 自然 笑顔が輝く いんざい』を将来都市像として、6つの基本目標、20本の政策を掲げ、その実現に向けて計画的にまちづくりを進めています。

この基本構想を具体化するため、「第1次基本計画」では55本の施策からなる「分野別計画」と分野横断的な3つの「輝く笑顔いんざいスマイルプラン」のもと、その達成に向けて取り組んできました。

この「第1次基本計画」の計画期間が、平成27年度をもって終了することから、引き続き、本市のまちづくりを総合的・計画的に進めることを目的とし、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする「第2次基本計画」を策定します。

2. 計画策定における基本的な視点

「第2次基本計画」の策定にあたっては、次の基本的視点により作業を進めるものとしします。

(1) 「第1次基本計画」の検証を踏まえた継続性

社会情勢の変化や国、県の動向、法制度の変更による影響などを把握するとともに、行政評価における施策評価を実施することで、第1次基本計画での取り組みにおける課題の抽出や方向性を見直しを行い、第1次基本計画と継続性のある計画を策定します。

(2) 市民の意見を反映した計画作り

市民の意見を反映した計画とするため、積極的に情報発信を行うとともに、市民満足度・重要度調査結果の反映や市民意見公募、市民を対象とした懇談会を実施することで、市民ニーズに即した計画を策定します。

また、計画は、市民と行政がまちづくりを進めていくための共通目標となるため、市民目線に立った、わかりやすい内容や表現による計画を策定します。

(3) 持続可能な行財政運営の推進と実現性の確保

今後、普通地方交付税合併算定替の段階的縮減など厳しい財政状況が想定される中、効率的・効果的な市政運営を図る観点から、中長期的な財政予測との整合を図り、重点課題や特性を見定め、重要度の高い施策や緊急度の高い事業等を適正に選択しながら実現性の高い計画を策定します。

3. 策 定 体 制

「第2次基本計画」の策定体制は次のとおりとします。（4ページ【別表1】参照）

（1）議会

今回の計画策定は、基本構想を伴わないため、議会への上程は行いませんが、計画案については議会全員協議会・常任委員会等において説明するなど、市民の代表である議会との十分な意見交換に努めます。

（2）市民参加

計画策定段階において、市民の意見や提言を反映するために次のような市民参加手続を取り入れるものとします。

①総合計画審議会

知識経験や公募により選出された市民により組織する印西市総合計画審議会を開催し、計画に関する事項について諮問を行い、幅広い視点から意見を聴取します。

②地域審議会

公共的団体等を代表する者・学識経験者・公募委員により、印旛地区、本埜地区に設置している地域審議会を開催し、計画に関する事項について諮問を行い、幅広い視点から意見を聴取します。

③市民意向調査手続

平成25年度に実施した市民満足度・重要度調査（市民アンケート）結果に基づき、市の取組みに対する認識・評価や、今後の施策に対する要望等を計画に反映させます。

④市民説明会手続

計画の策定段階において市民に対して説明会・懇談会を開催し、市民への情報提供及び市民からの意見聴取を行います。

⑤市民意見公募手続

計画案に対する市民意見公募を実施し、市民への情報提供及び意見聴取を行います。

(3) 庁内体制

総合計画策定本部を設置し、全庁的な策定体制を構築します。

①本 部

市長・副市長・教育長・各部等の長で構成し、計画策定についての最高意思決定機関として、計画全般について審議を行います。

②幹事会

各課等の長で構成し、総合計画策定に関する各部局間の最終調整及び協議を行います。

③計画調整部会

各部の主管課の長及び各部政策主幹等で構成し、作業部会で作成した計画等の調整及び市民からの提言・意見に関する調整を行います。

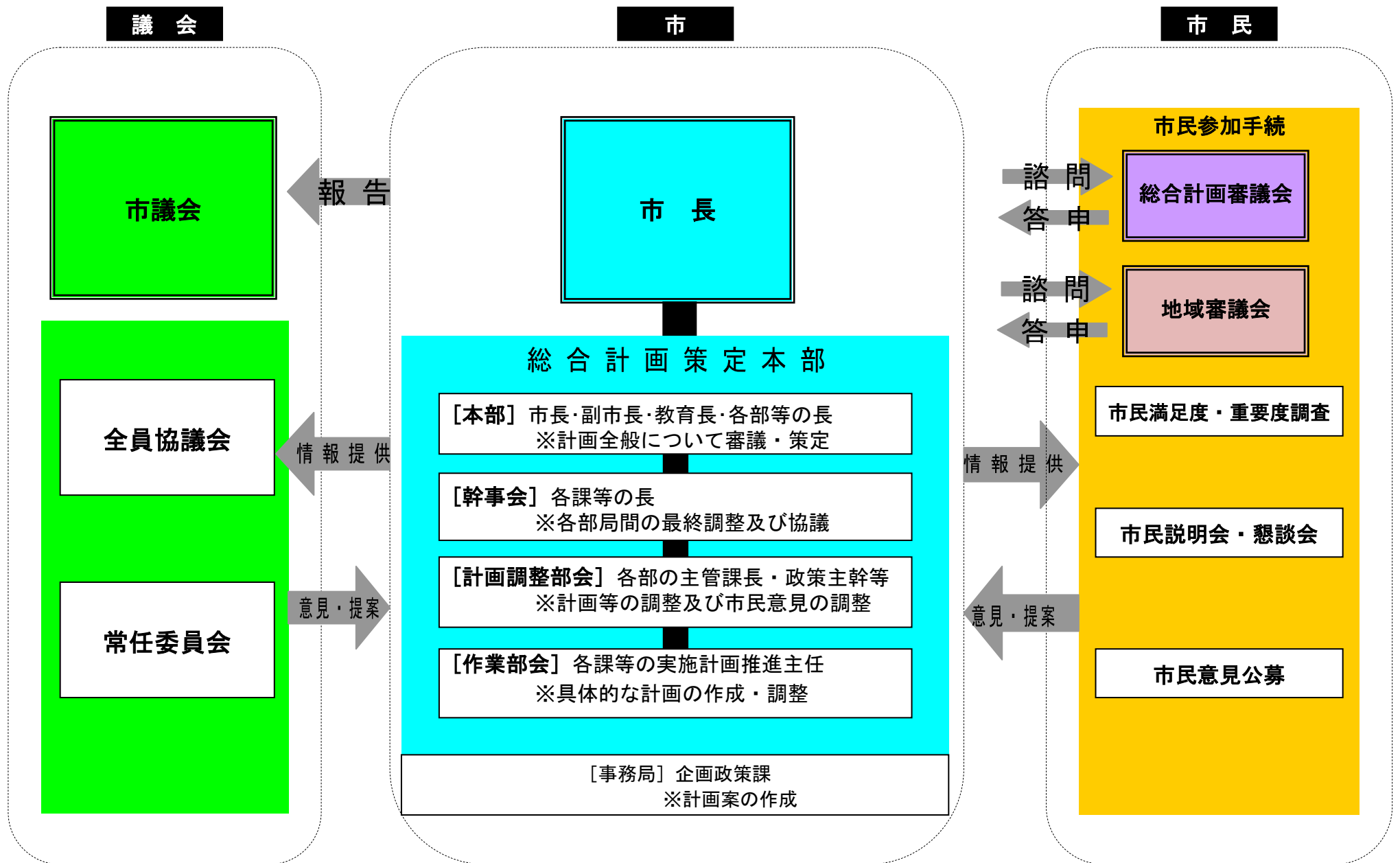
④作業部会

各課等の実施計画推進主任で構成し、政策体系に基づく具体的な計画の作成・調整及び必要な資料・データの収集等を行います。

4. 策定スケジュール

第2次基本計画は、平成27年2月に素案を策定し、同年8月に確定し、9月議会に報告することを目途とします。(5ページ【別表2】参照)

【別表 1】策定体制図



【別表2】策定スケジュール表

